

「航空法施行規則の一部を改正する省令案について（概要）」に関する意見募集の結果について

番号	御意見の概要	御意見に対する国土交通省の考え方	案の修正の有無
1	住居系の用途区域については、ドローンによる農薬散布はやめて頂きたい。行政が住居系の街並みにしようとしている場所で、農薬散布ドローンは音や危険があり邪魔である。 無人航空機での農薬散布に困っている市街地の住民の地域紛争をまず解決しないと、国民が納得できる緩和ではない。	今般の改正は、土地の区域区分等にかかわらず、無人航空機を飛行させる者や機体、運航体制に係る一定の要件を満たす前提で、農薬等の空中散布等に係る無人航空機の飛行について、航空機の航行並びに地上の人及び物件の安全を確保することができると考えられることから改正するものです。 住民の方との地域紛争については内容が明らかではないため回答が困難ですが、航空法等に基づく無人航空機の安全な飛行の実施については、業界団体が定期的に開催する技術研修会の機会等を通じて、引続き周知徹底を図って参ります。	無
2	改正概要の「地表若しくは水面又は農作物（樹木及び農林産物を含む。）の先端から4m以下の高さの空域において飛行させること」について、 ・圃場内4m程度の高さに電線などのケーブルが横切っている事があり、電線を回避する際に一時的に4mを超える飛行を行う場合がある。 ・ドローンの大型化が進んできており、4m飛行では稲が倒伏する事もある。 ・ドローンによる薬剤散布は果樹園でも活用が広がってきている。かんきつ園などの傾斜地では4m高度ではドローンが山側に接近しすぎてしまい危険が伴うため、樹上6mで飛行する事が多い状況である。 このため、薬剤散布における物件投下最大高度は6m程度が良いと考える。また、許可・承認が不要となる条件に、第三者への賠償責任保険に加入する事（保険証書の提出）と各都道府県が実施している農薬危害防止運動の講習会等への参加（認定試験合格証の提出）を追加すべきと考える。	4m以下の高さの空域で飛行させる旨の要件については、航空機の航行並びに地上の人及び物件の安全を確保するため、また、航空局標準マニュアル（空中散布）において補助者を配置せずに空中散布を行う場合の高度を4m以下としていることも踏まえて定めているものであり、原案のままとします。 なお、電線等の第三者の物件が飛行経路下に存在しないことを要件の1つとしており、ご意見に記載いただいた1つ目の飛行については、今般の改正後の要件を満たしていないものと考えられます。 また、「第三者への賠償責任保険への加入」については、今般の航空法施行規則の改正とあわせて新設する通達「航空法施行規則第236条の82第1項第2号の規定により飛行の方法に係る承認が不要な飛行の取扱い（仮称）」の要件の1つとして、総重量25kg以上の機体を使用する場合に求めることを考えています。 また、各都道府県が実施している農薬危害防止運動の講習会等への参加については、現行制度下において、農薬散布に係る飛行の許可・承認の条件として特に求めていないことも踏まえて、求めないこととします。	無
3	1. 農薬空中散布における事故防止、安全対策のため、航空局標準マニュアル（空中散布）の中の安全対策に該当する部分を盛り込んだ指導通知を发出して指導の徹底を図っていただきたい。 2. 今後、農村部で許可・承認を取得した空中散布と取得しない空中散布が混在することから、農林水産省と連携して法令遵守の指導を強化していただきたい。	1. について 今般の制度改正により一定の要件を満たした上で事前の許可・承認が不要となる農薬散布等に係る飛行についての意見という前提で回答しますと、今般の航空法施行規則の改正にあわせて新設する通達「航空法施行規則第236条の82第1項第2号の規定により飛行の方法に係る承認が不要な飛行の取扱い（仮称）」において、航空局標準マニュアル（空中散布）の中の安全対策に該当する事項の多くを本飛行に係る要件として定める予定です。 指導等については、制度改正後の運用状況も踏まえて検討したいと考えています。 2. について 法令遵守の指導等については、制度改正後の運用状況も踏まえて関係省庁と連携して検討したいと考えています。	無
4	農薬散布の無人航空機操縦者は、操縦者が行う立入管理措置も含めてマナーがなっていない。 近年、DIDにおける最大離陸重量25kg未満の機体を用いての農薬散布が増えていると思うが、技能証明を保有していない操縦者のルール違反、モラル欠如の飛行も急増している。 全国で急増している農薬散布の操縦者のモラルの無さ、ルール違反を何とかして欲しい。	無人航空機の飛行に係る法令違反の取り締まりにつきましては、警察庁が所管しているため、今後同庁等とも連携して必要に応じて対応を検討したいと思います。 また、航空法等に基づく無人航空機の安全な飛行の実施については、業界団体が定期的に開催する技術研修会の機会等を通じて、引続き周知徹底を図って参ります。	無
5	飛行を行う前に国土交通大臣の承認を受けなければならない従来の制度は必要である。 農薬散布だけルール緩和するのはおかしい。	今般の改正は、無人航空機を飛行させる者や機体、運航体制に係る一定の要件を満たす前提で、農薬等の空中散布等に係る無人航空機の飛行について、航空機の航行並びに地上の人及び物件の安全を確保することができると考えられることから改正するものであり、原案のままとします。 なお、今般の改正後も、これらの要件を満たさない場合には、引続き、飛行前に国土交通大臣の承認を受ける必要があります。 農薬散布以外の用途に係る飛行の制度改正については、今後の制度運用状況も踏まえて、必要に応じて検討して参ります。	無
6	農地をひとくりにし過ぎではないか。農地が多く連なっている場所もあれば、住宅街にぽつんと農地が1箇所だけある場所もあるなど、場所によって状況が全く異なる。緩和を安易にし過ぎではないか。これくらいの危険度が安全で承認不要となるなら、もっと安全な特定飛行も許可承認不要としていただきたい。	今般の改正は、農地の場所等にかかわらず、無人航空機を飛行させる者や機体、運航体制に係る一定の要件を満たす前提で、農薬等の空中散布等に係る無人航空機の飛行について、航空機の航行並びに地上の人及び物件の安全を確保することができると考えられることから改正するものであり、原案のままとします。 農薬散布以外の用途に係る飛行の制度改正については、今後の制度運用状況も踏まえて、必要に応じて検討して参ります。	無
7	有識者等によるワーキンググループとは誰か。 安全上、問題ない根拠を国民に示して下さい。	有識者等によるワーキンググループは、無人航空機に係る業界団体、関係事業者、研究機関及び関係省庁から構成されています。 今般の改正は、無人航空機を飛行させる者や機体、運航体制に係る一定の要件を満たす前提で、農薬等の空中散布等に係る無人航空機の飛行について、航空機の航行並びに地上の人及び物件の安全を確保することができると考えられることから改正するものです。	無

番号	御意見の概要	御意見に対する国土交通省の考え方	案の修正の有無
8	技能証明と機体認証機の意味がない。農薬散布機だけを緩和するのなら、もっと安全である農薬散布機以外の緩和が先ではないか。なぜ農薬散布機だけ機体認証機でなくても、また、技能証明を持っていなくても承認が不要なのか。	今般の改正に係る飛行については、無人航空機を飛行させる者や機体、運航体制に係る一定の要件を満たす必要がありますが、無人航空機を飛行させる者及び機体に係る具体的な要件として、今般の改正にあわせて新設する通達「航空法施行規則第236条の82第1項第2号の規定により飛行の方法に係る承認が不要な飛行の取扱い（仮称）」において、無人航空機操縦者技能証明及び機体認証を受けていることを定める予定です。	無
9	「機能及び性能について、国土交通大臣が定める基準に適合する無人航空機」という定義が具体的ではない。ここでいう「適合する無人航空機」が「機体登録済みの機体」という解釈ではなく、農薬散布用機体に対する審査が別途発生するのであれば、手続きの簡略化にならないのではないかと。	「機能及び性能について、国土交通大臣が定める基準に適合する無人航空機」に係る具体的な要件として、今般の改正にあわせて新設する通達「航空法施行規則第236条の82第1項第2号の規定により飛行の方法に係る承認が不要な飛行の取扱い（仮称）」において、機体認証を受けていることを定める予定です。なお、今般の改正に係る飛行については、飛行ごとの個別の審査等は生じません。	無
10	労力低減のために基準の簡略化は必要だと思うが、現状はあまりにも知識・技量不足が見受けられる。農地に合わせて大型機を投入している節があり最低限の知識・技量を持っている状態での緩和については賛成である。そのためには二等無人航空機操縦者技能証明を取得している者への緩和が妥当と考える。	今般の改正に係る飛行については、無人航空機を飛行させる者や機体、運航体制に係る一定の要件を満たす必要がありますが、無人航空機を飛行させる者に係る具体的な要件として、今般の改正にあわせて新設する通達「航空法施行規則第236条の82第1項第2号の規定により飛行の方法に係る承認が不要な飛行の取扱い（仮称）」において、無人航空機操縦者技能証明を受けていることを定める予定です。	無
11	今回の改正案において、農薬等の空中散布を行う無人航空機の飛行について、一定の要件を満たす場合には承認を不要とする方針が示されているが、無人航空機の総重量が25kgを超える機体については、引き続き操縦者に対して厳格な資格要件を課すべきと考える。改正案において、総重量25kg以上の無人航空機については従来通り資格保有者による運用を必須とするよう、省令案に明確に位置付けていただくことを強く要望する。	今般の改正に係る飛行については、無人航空機を飛行させる者や機体、運航体制に係る一定の要件を満たす必要がありますが、無人航空機を飛行させる者に係る具体的な要件として、今般の改正にあわせて新設する通達「航空法施行規則第236条の82第1項第2号の規定により飛行の方法に係る承認が不要な飛行の取扱い（仮称）」において、総重量を問わず、無人航空機操縦者技能証明を受けていることを定める予定です。	無
12	機能および性能について、具体的な機能・性能がわかるようにしていただきたい。また、機体に関して、機体認証のように審査を受ける必要があるのかも記述が必要である。無人航空機を飛行させる者の有する知識及び能力に関して、国家資格を有する者という認識になるのか。資格・前提条件についての制限がないように思われ、以下のような制限を（一応）設けた方が良くと思われる。 ・使用する無人航空機についてはその重量等に相応した登録を行っている事 ・操縦者は使用する無人航空機に相応した必要な資格を有している事	今般の改正に係る飛行については、無人航空機を飛行させる者や機体、運航体制に係る一定の要件を満たす必要がありますが、無人航空機を飛行させる者及び機体に係る具体的な要件として、今般の改正にあわせて新設する通達「航空法施行規則第236条の82第1項第2号の規定により飛行の方法に係る承認が不要な飛行の取扱い（仮称）」において、無人航空機操縦者技能証明及び機体認証を受けていることを定める予定です。	無
13	1. 危険物輸送を行う飛行に関しての記述が改訂概要にはあったが、この記述のほかに物件投下に関しても記述が必要かと思う。 2. 飛行高度について、地表若しくは水面又は農作物（樹木及び農作物を含む）の上端から4m以下の高さの空域において飛行させることという記述があるが、圃場で農薬散布をする際に障害物（圃場にせり出した木の枝など）を回避するために高度を上げる場合がある。そのために飛行の高度については散布中は○m、農薬散布を行っていない場合は10m程度までの高度の許容範囲が必要かと思う。ご検討いただきたい。	1. 物件投下に係る要件については、今般の改正にあわせて新設する通達「航空法施行規則第236条の82第1項第2号の規定により飛行の方法に係る承認が不要な飛行の取扱い（仮称）」において、無人航空機を飛行させる者について許可等を受けた場所又は屋内にて5回以上の物件投下の練習を行うことや原則として補助者を配置すること等の要件を定める予定です。 2. 4m以下の高さの空域で飛行させる旨の要件については、航空機の航行並びに地上の人及び物件の安全を確保するため、また、航空局標準マニュアル（空中散布）において補助者を配置せずに空中散布を行う場合の高度を4m以下としていることも踏まえて定めているものであり、原案のままとします。	無
14	1. 今般の改正において、無人航空機の総重量は25kg未満という要件があるが、25kgとしている理由は何か。当該要件を撤廃又は緩和すべきである。 2. 「地表若しくは水面又は農作物（樹木及び農産物を含む。）の上端から4m以下」について、果樹のドローン散布において、樹木は必ずしも一定の高さではない事が殆どあり4mでは危険回避が出来ないケースもあるため10mにして頂きたい。離着陸時も電線等を避けるために一時的に高度を上げることも多い。 3. 自動操縦について、昨今、ドローンの性能が上がり大規模農場では自動操縦でないと不可能である。しかしオペレータの技量が不足している状態が安易に自動操縦させ、障害物をうまく回避出来ず枝等に引っ掛けて落とす事例をよく耳にするようになった。自動操縦する者は自動操縦での散布経験が10時間以上等の制限を設けた方が事故発生リスクの低下及びドローンのイメージ向上に寄与出来るかと考える。 4. 飛行計画通報について、農薬散布機のDIPSへの通報は原則省略可能として頂きたい。飛行高度も離着陸時を除き、基本3m以下であり、目視内飛行が原則のため航空機に影響を及ぼす可能性はまずないため。	1. 今回の改正に係る飛行の要件として、危険物輸送及び物件投下に係る飛行については無人航空機の総重量に係る要件はありません。一方で、人口集中地区上空の飛行、夜間飛行、目視外飛行、又は人若しくは物件から30m未満の飛行のいずれかに該当する飛行を行う場合には、無人航空機の総重量が25kg未満でなければならない旨の要件を定めています。これは現行制度において、技能証明を受けた者が機体認証を受けた無人航空機を飛行させる場合に事前の許可・承認の取得が不要となる飛行に係る要件と整合をとるものであり、航空機の航行並びに地上の人及び物件の安全を確保するため、原案のままとします。 2. 4m以下の高さの空域で飛行させる旨の要件については、航空機の航行並びに地上の人及び物件の安全を確保するため、また、航空局標準マニュアル（空中散布）において補助者を配置せずに空中散布を行う場合の高度を4m以下としていることも踏まえて定めているものであり、原案のままとします。なお、今般の改正に係る要件として、電線等を含め、無人航空機の飛行経路下に地上又は水上の物件が存しないことを要件として定めています。	無

番号	御意見の概要	御意見に対する国土交通省の考え方	案の修正の有無
		<p>3. 今般の改正にあわせて新設する通達「航空法施行規則第236条の82第1項第2号の規定により飛行の方法に係る承認が不要な飛行の取扱い（仮称）」において、無人航空機を飛行させる者の要件として、無人航空機操縦者技能証明を受けていることのほか、訓練のために許可等を受けた場所又は屋内にて5回以上の物件投下、空中散布（危険物に該当しない水などを散布）の練習を行うこと等を定める予定です。</p> <p>4. 飛行計画通報は、無人航空機同士の衝突を未然に防止するために設けている制度であり、特定飛行である場合、飛行高度や飛行の方法の如何にかかわらず、省略することは困難です。</p>	
15	<p>高齢化等により農業従事者が減少するなか、離農地の引き受けに伴い、1経営体あたりの耕作面積は増加傾向にあり、生産性向上を図るために、ドローンを利用する農業者は増加している。これに伴い、昨今、ドローンについては、大規模農地の耕作をカバーするため、大型機械が販売されている（バッテリーや農薬等の積載を含めると総重量150kg以上のドローンも販売されている）ところ、「夜間飛行、目視外飛行又は人若しくは物件から30メートル未満の飛行を行う場合の無人航空機の総重量は「25キログラム未満」から「150キログラム未満」への変更を要望する。</p>	<p>人口集中地区上空の飛行、夜間飛行、目視外飛行、又は人若しくは物件から30m未満の飛行のいずれかに該当する飛行を行う場合に無人航空機の総重量が25kg未満でなければならない旨の要件については、現行制度において、技能証明を受けた者が機体認証を受けた無人航空機を飛行させる場合に事前の許可・承認の取得が不要となる飛行に係る要件と整合をとるものであり、航空機の航行並びに地上の人及び物件の安全を確保するため、原案のままとします。</p>	無
16	<p>1. 夜間飛行、目視外飛行又は人若しくは物件から30メートル未満の飛行（法第132条の86第2項第1号から第3号に掲げる方法によらない飛行）を行う場合は、総重量が25キログラム未満の無人航空機を飛行させること。 →総重量25キログラムの区分に関して、この総重量が機体本体+バッテリーを指すものか、あるいは最大離陸重量を指すものか明示をお願いする。</p> <p>2. 夜間飛行又は目視外飛行（法第132条の86第2項第1号又は第2号に掲げる方法によらない飛行）を行う場合は、自動操縦により飛行させること。 →現在の気温上昇の傾向を受けて、夏場の日中にドローンを飛行させることは機体のモーターやESC、バッテリーへの熱負荷が大きくなると考えられ、より早朝や夕方以降の運用が主流化していくと考えられる。夜間飛行において自動飛行のみの運用とした場合、機種や使用者の使い方によっては適切なタイミングで用いることが難しくなる。こちらも灯火や安全装置の徹底を条件に自動操縦での運用も可能にしていきたい。</p>	<p>1. 「総重量」とは、機体の自重+バッテリー重量（燃料搭載機は当該燃料の重量）+機体に積載している物の重量の総和を指します。</p> <p>2. 夜間飛行又は目視外飛行の場合は自動操縦により飛行させる旨の要件については、航空機の航行並びに地上の人及び物件の安全を確保するため、また、航空局標準マニュアル（空中散布）において夜間飛行及び目視外飛行を行う場合は自動操縦により飛行させる旨を記載していることも踏まえて定めているものであり、原案のままとします。</p>	無
17	<p>本改正で求められる要件について、既存の航空局標準マニュアル（空中散布）に記載の内容と整合を取っていただきたい。 ・上端から4m以下の高さの空域において飛行させることについては、補助者を配置しない場合に追加で行う体制とされている。補助者を配置する場合においては、4mの制限が適用されないようにするべきと考える。 ・無人航空機の飛行の範囲を制限する機能については、進入表面及び転移表面の下の空域並びに敷地上空の空域における飛行を行う際の体制及び人又は家屋の密集している地域の上空における飛行又は地上又は水上の人又は物件との間に30mの距離を保てない飛行を行う際の体制として示されている。機能に頼るよりも人の判断のほうが優れている場合もあり、すべての飛行に適用されるのは適当でないと考ええる。</p>	<p>今般の改正は、無人航空機を飛行させる者や機体、運航体制に係る一定の要件を満たす前提で、農薬等の空中散布等に係る無人航空機の飛行について事前の許可・承認の取得を不要とするものですが、許可・承認の取得を不要とすることも踏まえて十分な安全対策が必要と考えられるため、補助者の配置の有無に関わらず、飛行高度に係る要件を定めるとともに、無人航空機の飛行の範囲を制限する機能等の使用に係る要件を定めています。 このため、原案のままとします。</p>	無
18	<p>「農薬など」と曖昧にせず、散布できる物の成分と濃度を明確に定めるべきである。これではいくらかでも拡大解釈して、何でも散布できるようになってしまう。 また、技能証明と機体認証を取得している場合は、農薬を扱う場合の規制の対象外となるのも良いが、散布するのは農薬という言葉は毒物であり、ドローンの操作技能、ドローンそのものの安全性の担保はもちろんのこと、農薬（危険化学物質）の取り扱いに関する免許など必要である。</p>	<p>農薬だけでなく、肥料や水などの散布も考えられることから、改正概要資料においては「農薬など」と記載していますが、散布するものが航空法第132条の86第2項第5号に規定する危険物に該当する場合、当該危険物は、 ・農薬取締法第3条第1項又は第34条第1項に基づく登録を受けている（同法第3条第1項ただし書を除く。）農薬、または ・肥料の品質の確保等に関する法律に定義する肥料のいずれかでなければならない旨の要件を、今般の改正にあわせて新設する通達「航空法施行規則第236条の82第1項第2号の規定により飛行の方法に係る承認が不要な飛行の取扱い（仮称）」において、定める予定です。 また、今般の改正は、無人航空機を飛行させる者や機体、運航体制に係る一定の要件を満たす前提で、農薬等の空中散布等に係る無人航空機の飛行について、航空機の航行並びに地上の人及び物件の安全を確保することができることから改正するものです。農薬の取扱いに係る資格については、現行の航空局標準マニュアル（空中散布）において特に求めていることも踏まえて、原案のままとします。</p>	無
19	<p>何を散布するのか、厳しくチェックしてほしい。自然環境・動植物・人体などへの影響を考慮しなければならない。人手不足により発達した技術を活用するのも良いが、大切なものを失うような政策・法律は、後々多大なる害となるため、手間はかかるが、厳しいチェックを人の目とするような枠組みの制度にしてほしい。</p>	<p>今般の改正に係る飛行において散布するものが航空法第132条の86第2項第5号に規定する危険物に該当する場合、当該危険物は、 ・農薬取締法第3条第1項又は第34条第1項に基づく登録を受けている（同法第3条第1項ただし書を除く。）農薬、または ・肥料の品質の確保等に関する法律に定義する肥料のいずれかでなければならない旨の要件を、今般の改正にあわせて新設する通達「航空法施行規則第236条の82第1項第2号の規定により飛行の方法に係る承認が不要な飛行の取扱い（仮称）」において、定める予定です。 当該要件の遵守に係る指導監督については、制度改正後の運用状況も踏まえて検討したいと考えています。</p>	無

番号	御意見の概要	御意見に対する国土交通省の考え方	案の修正の有無
20	<p>日本は、農薬の過剰散布を懸念しなくてはならない状況にある。農薬をドローンで散布することを認めれば、農薬の過剰な散布が懸念される。農薬散布が、周辺の河川や土壌、魚類、鳥類、昆虫に悪影響を及ぼす可能性、また 周辺に学校や住宅がある場合の影響、人体・周辺住民への健康被害、近隣住民や作業員が暴露される可能性もある。これ以上、農薬による人体や土壌汚染を増やす政策には反対である。本改正の廃案及び人体に悪影響を及ぼす農薬空中散布の一切を取りやめることを強く求める。</p>	<p>今般の改正は、無人航空機を飛行させる者や機体、運航体制に係る一定の要件を満たす前提で、農薬等の空中散布等に係る無人航空機の飛行について、航空機の航行並びに地上の人及び物件の安全を確保することができると考えられることから改正するものであり、原案のままとします。また、今般の改正に係る飛行において農薬散布する場合の農薬については、今般の改正にあわせて新設する通達「航空法施行規則第236条の82第1項第2号の規定により飛行の方法に係る承認が不要な飛行の取扱い（仮称）」において、農薬取締法第3条第1項又は第34条第1項に基づく登録を受けている（同法第3条第1項ただし書を除く。）ことを要件として定める予定です。</p>	無
21	<p>本改正に反対である。農薬等を人や動物の上に撒かないでいただきたい。農薬アレルギーの人が苦しんだら、どうするのか。</p>	<p>今般の改正に係る飛行の要件として、飛行場所は農地等であること、また、補助者の配置等により無人航空機の飛行経路下において無人航空機を飛行させる者等以外の者の立入りを管理する措置を講じて飛行させること等を定めており、第三者の上空等では飛行させないことを求めています。また、今般の改正に係る飛行において散布するものが航空法第132条の86第2項第5号に規定する危険物に該当する場合、当該危険物は、 ・農薬取締法第3条第1項又は第34条第1項に基づく登録を受けている（同法第3条第1項ただし書を除く。）農薬、または ・肥料の品質の確保等に関する法律に定義する肥料のいずれかでなければならない旨の要件を、今般の改正にあわせて新設する通達「航空法施行規則第236条の82第1項第2号の規定により飛行の方法に係る承認が不要な飛行の取扱い（仮称）」において、定める予定であり、当該要件や無人航空機を飛行させる者や機体、運航体制に係る一定の要件を満たすことで、安全を確保することを考えています。</p>	無
22	<p>飛行計画の通報だが、農薬散布の場合、市町村単位で広いエリアを指定されるため邪魔である。また、飛行エリアの重複が激しく、結果として申請者同士の飛行計画の調整が行われていないのが実態と考えられ（物理的に調整をやりきれない場合もあり）、飛行計画の通報自体の見直しを検討頂きたい。</p>	<p>飛行の実態に即した通報を極力行っていただくとともに、飛行計画重複時の調整協力及び中止となった飛行計画の取消を行っていただくよう、今後、国土交通省のホームページで周知を図って参ります。</p>	無
23	<p>許可承認が緩和されることで農薬散布への新規参入やスマート農業化へ繋がる良い部分もあるが、曖昧な知識や良いところだけをかい摘んだ間違った解釈によって航空法違反や事故につながる可能性も否定できない。また、無人航空機の事故の中で農薬散布がトップという状況の中で規制緩和は矛盾しているのではないかと。許可承認申請の緩和は操縦者として非常にありがたい事だが、まずは事故を起こさない為の規制を整備して頂けたらと思う。また、農薬散布でも問題ないということは、他の飛行も緩和してもらえるのか。</p>	<p>今回の改正については、無人航空機を飛行させる者や機体、運航体制に係る一定の要件を満たす前提で、農薬等の空中散布等に係る無人航空機の飛行について、航空機の航行並びに地上の人及び物件の安全を確保できると考えられることから改正するものであり、原案のままとします。また、事故等の発生件数の削減に向けて、業界団体が定期的に開催する技術研修会の機会等を通じて、航空法等に基づく無人航空機の安全な飛行の実施について引き続き注意喚起等を行って参ります。また、他の飛行に係る制度改正等は現時点で予定しておりません。</p>	無
24	<p>夜間飛行は22時から翌朝5時までということで良いか。</p>	<p>夜間は日没から日出までの間を指しており、22時から翌朝5時までではありません。</p>	無
25	<p>飛行許可承認の対象から外れてもDIPS2.0の飛行計画通報は今まで通り必要と認識しているが、散布シーズンになると広範囲なエリアで通報を行っているユーザーがあり、非常に煩雑になっていると感じる。費用面等課題があるかと思うが、DIPS2.0の飛行計画通報において、農薬散布者専用かその他で通報システムを分ける等の施策をいただくことはできないか。</p>	<p>飛行計画通報は、無人航空機同士の衝突を未然に防止するために設けている制度であり、飛行用途に応じて分けることは適切ではないと考えています。一方、飛行の実態に即した通報を極力行っていただくとともに、飛行計画重複時の調整協力及び中止となった飛行計画の取消を行っていただくよう、今後、国土交通省のホームページで周知を図って参ります。</p>	無

番号	御意見の概要	御意見に対する国土交通省の考え方	案の修正の有無
26	<p>(該当箇所) 2. 改正概要 夜間飛行、目視外飛行又は人若しくは物件から30メートル未満の飛行(法第132条の86第2項第1号から第3号に掲げる方法によらない飛行)を行う場合は、総重量が25キログラム未満の無人航空機を飛行させること。</p> <p>【解釈と質問】 本改正案を読むと、空中散布を行う際の飛行方法と機体重量によって、承認の要否が分かれると推察される。しかし、その具体的な組み合わせについての記述がないため、以下のケースにおいて承認が不要となるのか、あるいは引き続き必要なのか、ガイドライン等で明確にお示しいただきたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ケース1：【大型機による、日中・目視内での散布】 総重量25kgを超える機体を使用し、日中・目視内の条件で空中散布を行う場合。この場合、危険物輸送・物件投下の個別承認は不要になるという理解で正しいか。 ・ケース2：【小型機による、夜間・目視外等での散布】 総重量25kg未満の機体を使用し、夜間・目視外等の条件で空中散布を行う場合。この場合は、危険物輸送・物件投下に加え、夜間・目視外飛行等の承認も不要になるという理解で正しいか。 ・ケース3：【大型機による、夜間・目視外等での散布】 総重量25kgを超える機体を使用し、夜間・目視外等の条件で空中散布を行う場合。このケースは、危険物輸送・物件投下の承認は不要だが、夜間・目視外飛行等の飛行については、従来通り個別審査の上での承認が必要という理解で正しいか。 <p>農薬散布の現場では、多様な機体と飛行方法が用いられている。上記のような具体的なケースごとに許可・承認の要否を明確に示していただくことが、安全運航の徹底と産業の健全な発展に不可欠であると認識している。ついては、明確な指針をお示しいただくよう、強く要望する。</p>	<p>今般の改正において、無人航空機の総重量に係る要件については、正確を期するため、いずれの飛行の方法に係る飛行を行う場合に総重量の要件が適用されるかを定めることとしております。</p> <p>それぞれの飛行の方法等を組み合わせた場合に無人航空機の総重量に係る要件が課されるかについては、色々なケースが想定されるところ、全てのケースを今般の改正にあわせて新設する通達「航空法施行規則第236条の82第1項第2号の規定により飛行の方法に係る承認が不要な飛行の取扱い(仮称)」等に記載すると煩雑となることから、当該記載を行うことは予定しておりません。</p> <p>なお、ご意見に記載いただいた各ケースについては、いずれも認識の齟齬はございません。</p>	無
27	<p>ドローンが墜落した際、回収する義務はないのか。 自動車のナンバーのような仕組みが必要ではないか。 同じく定期的な車検制度も必要ではないか。 安全には十分配慮するべきだ。</p>	<p>無人航空機が墜落した際の回収義務に係る制度はございませんが、無人航空機による人の死傷又は物件の損壊等の無人航空機に関する事故等が発生した場合には、航空法に基づき、国に報告する必要があります。</p> <p>また、無人航空機は、無人航空機登録原簿に登録を受けたものでなければ、原則として飛行させてはならないこととなっています。</p> <p>また、立入管理措置を講じずに夜間飛行を行うなど、特定の条件に該当する飛行を行う場合には、機体認証の取得が求められます。</p>	無
28	<p>ドローンを操縦する際の周波数に規制はないのか。 混信による操縦不能など起きないか。 定期的なFWのアップデートや電波を乗っ取られない為のセキュリティ確保が出来ているか、定期的に確認する必要があると思う。規制に加えて欲しい。安全には十分な配慮をするべきだ。</p>	<p>無人航空機を飛行させる際の周波数等を含め、電波に係る要件については電波法等に定められており、航空法等で定められているものではないため、回答が困難です。</p>	無

※取りまとめの都合上、いただいた御意見は整理・要約等を行った上で掲載している場合があります。